

96 減反政策を問う

提携米アクションネットワークに参加している消費者と生産者が、減反政策差止等請求訴訟を提訴している第一次訴訟の第8回口頭弁論が、9月13日にありました。これまでも各生産者からの意見陳述が述べられてきましたが、今回の陳述には庄内協同ファームの斎藤健一が、羽黒町で減反を拒否してきた経過と理由について意見陳述を行いました。減反政策を考えて頂きたく、要旨について報告します。

集団制裁を手段とする減反政策に反対する。

私は、代々の農家の8代目で約3haの水田と、2haの畑と柿の果樹園を持っています。1970年から減反が始まりました。第一次減反は強制ではなく、田圃を大きくする圃場整備中のため協力しました。しかし、1976年から始まった第二次減反は、政府買い付け数量の削減や未達加算という罰則を伴うものでした。

仲間と勉強会を重ねた結果、減反政策は、国際分業論を背景に農民の首切り、農村の再編成を目指すものという結論に達し、減反拒否を決意しました。

しかし、集落の生産組合長からは「集団加算金が出ないから協力してくれ」と云われ、農協の組合長からは、「皆が我慢していることをやらないのは、わがままで」と恫喝されました。青年部の飲み会に出ると「国賊」と罵られもしました。当時、就任していた村の役職からは、すべてはずされました。役場の職員からは「町にペナルティがこないのは、君の分を回りがやってくれているからで、そんなわがままを通すと誰も君を相手にしないぞ」と云われ、村の仲間からは、「あいつがわがままを通しているのは許せない」と反発を受けました。

自分が共同体に寄せる思いと、共同体からのしめつけと孤立感にさいなまれ、毎年、転作割当面積が配分されてくる春先は、精神的に相当まいりました。

減反を拒否した仲間たちもいましたが、「減反しないなら集落に配分される集団加算金360万円を自分で全額負担しろ」と脅かされ断念し、また、父親から「村に迷惑をかけるなら、出ていけ」といわれて、泣く泣く断念しました。

そうした農協関係者からの嫌がらせだけでなく、罰則として私の未達加算は、1995年には、保有水田の3倍にあたる面積が課せられ、政府買い付け限度数量は0となりました。

減反政策が始まってからの日本の農業は、転落の一途を辿っております。減反によって促進された兼業化は、青年層を農業の外へ追い出し、村に20代の農民はいなくなりました。機械化や農協によるスケジュール防除などにより、田んぼに人影がなくなりました。上流部では耕作放棄の田が広がり、2度と水田に戻らない状態です。

日本の農村景観の破壊であり、日本の農民に対する冒涇だと思えます。私個人としては、家族の協力や仲間の励ましで自分の意志を貫けましたが、減反拒否をできなかった仲間たちは、私が受けた、精神的・経済的苦痛以上に傷つきました。

以上

20数年前の「冷害・減反ぶっ飛ばせバザール」から、消費者との出会いを通しての「減反拒否米」の流通、それに伴い農産加工物の産直が拡大し、グループから9年前の法人設立、今年から米事業の法人導入までこの「米」は、私たちの軌跡のひとつの大きな軸でありました。「米」にたくした思いは、庄内協同ファーム米（産直米）として引き継がれています。